

平成28年5月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- お墓と法律について
- 債権譲渡と登記について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.26



エバー総合法律事務所

お墓と法律について

突然、御身内の方がお亡くなりになると、悲嘆にくれている間もなく、ご葬儀の準備やお墓のことを考えなければなりません。ご葬儀については葬儀社やお寺等と打ち合わせをしながら進めますが、行政との関係では、まず死亡診断書を取得して死亡届を提出し、その上で火葬等の許可を取得する必要があります。

「墓地、埋葬等に関する法律」（墓埋法）はお墓や埋葬について定めています。例えば、火葬は火葬場以外では行ってはなりませんし、埋葬は墓地以外の区域以外では行えず、自宅に勝手にお墓を作ることとはできません。樹木葬でも焼骨の埋葬であればお墓としての許可が必要です。散骨（遺骨を粉末状にして撒く方法）は、墓埋法に規定がないため節度をもって行われるものについては許容する考えもあるようですが、自治体では条例で禁止している場合がありますので慎重に考える必要があります。

お墓の設置の仕方については、墓地の管理主体が宗教法人、自治体、民営、村落共有などにより異なりますが、宗教法人の場合には、墓地の永代使用权（代々にわたりお墓を使用できます。ただし管理費を支払う必要があります。）を購入し、お墓を建てます。自治体の場合には条例、規則等で、民営の場合には契約によって使用方法が定められます。

お墓の承継者が問題になることがありますが、ご先祖様や故人をお祀りする祭祀財産として祭祀を承継する方がお墓の所有権を引き継ぎます。亡くなった方が指定していたり、また「家」を継ぐ方が引継ぐということで相続人全員が了解しているのであれば問題はないのですが、承継者について争いになる場合には家庭裁判所が定めます。

昨今は、お墓の管理が困難になるケースが増えています。遠方のため墓参りが大変になってきた場合などお墓の場所を変える場合（改葬）には自治体の改葬許可が必要となるとともに、永代使用权の返還（購入代金は通常返却されません）、お墓の撤去、新規の使用权の購入、お墓の設置などの作業が必要となります。相続人が存在せず墓守のいないお墓を処理する場合には、永代供養料をお支払し、お墓を撤去することになります（合祀墓などにお祀りします）。通常、お墓の管理費用の支払いが滞った場合にもお墓が撤去されますがその場合には無縁仏として祀られることになるようです。万が一に備え、墓守がいない場合には、ご自分のみならずご先祖様のお墓の将来も考えておくことが必要といえます。

無料相談会のご案内

平成28年5月18日(水)、5月24日(火)、6月1日(水) のいずれも
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

債権譲渡と登記について

貸 金や請負代金など、金銭の請求権は「債権」として第三者に譲渡したり担保に入れることが可能です。ただ、金融機関への預金のように譲渡が禁じられているものもあります（約款に記載されています）。一方、債務者にとっては、まったく取引のない第三者から突然請求され、迷惑を被ることがあります。本来であれば債権者との取引上の条件や約束（たとえば弁済期の約束や債務者から債権者に対する債権での相殺など）があるのに、第三者からはそのような約束を無視され請求されてしまうためです。このため以下のルールが法定されています。

まず、債権者が債務者に対して債権譲渡を主張するには、譲渡人である債権者から債務者に対し、譲渡した旨を通知をするか、債務者の承諾を得ることが必要です。さらに、債権者が、債務者以外の第三者（例えば第三者が債権を差押える場合など）に自分の権利を主張するためには確定日付ある証書での通知又は承諾が必要です（この必要な要件を「対抗要件」といいます。「確定日付」を得るには、内容証明郵便で通知を行うとか、通知又は承諾について公証役場で確定日付という判を押してもらう方法があります）。譲渡人と第三者間の優劣はこの確定日付や差押到達の先後によって決めることになります。

一方、債務者は、譲渡人である債権者との取引条件や約束については、通知を受けるまでに生じてい

た事由を主張することができますので、相殺や弁済の制限があることは第三者に対して主張できます。ただ、異議を止めずに第三者からの請求を認めてしまうとそのような条件や約束は主張できなくなってしまいます。

第三者への対抗要件を備えるには上記の通知又は承諾に代えて、登記を行う方法もあります（「通知」とみなされます）。債務者が多数の場合に手続・費用の面で負担を軽減する方法として認められています。申請は譲渡人及び譲受人の共同申請として行います。もともと、この登記は債権の存在や有効性を証明するものではなく、債務者に対し債権譲渡の事実を主張するためには、登記したことを証する登記事項証明書の交付を伴う通知をすることが必要です。この場合に債務者が通知までに生じた事由を主張できることは同様です。この債権譲渡登記ができるのは、法人が行う指名債権（債権者が特定している金銭債権）の譲渡であり、将来の債権譲渡も登記できます。債権を担保に融資を行う際にもこの登記を利用することがありますが、借入の際に記名押印した書類を勝手に利用され、全く知らない債権者に譲渡され、取引先に迷惑をかけることもありますのでご注意ください。不当な安値で買い取られたり、勝手に債権譲渡通知がなされるなどの事態に至った場合にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

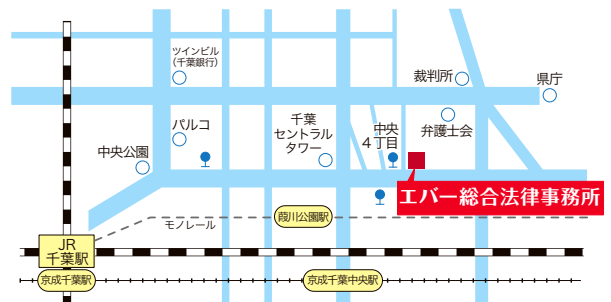
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。